

感染症による公欠手続きの方法について

- ・試験規程第5条1（1）ウの「学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症」による公欠手続きは以下の通りです。

感染症による登校停止と公欠の手続方法

医療機関で「学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症」のため登校停止と診断された場合

- 必ず医療機関を受診する必要があります。市販の検査キット等での自己診断は公欠の対象になりません（医療機関で診断を受けた場合も検査キットの写真など、個人と期日が確認できないものは証明書の代わりにはなりません。）。
- 治癒後、登校を開始した際に登校停止の感染症に罹患したことを示す医療機関が発行した書類を教務課窓口または看護学部事務室窓口に提示し、公欠届を受け取り、必要事項を記入して同窓口に提出してください。（登校を開始した日から2週間以内に提出してください。）

	インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症	左記以外の感染症
医療機関が発行する証明書	<p>●①～③のいずれかを証明書として提出してください。</p> <p>①診療明細書 →必ず、<u>検査結果が陽性とわかるような記載</u>が必要です。</p> <p>②薬剤情報提供書 →<u>インフルエンザまたは、新型コロナウイルス感染症の治療薬と記載</u>があるものが有効です。</p> <p>③診断書 →病院の様式又は大学の様式（ポータル、ホームページからダウンロード可能です。） ※病院の様式の場合、必ず「<u>出席停止期間</u>」の記載が必要です。</p>	<p>●診断書を証明書として提出してください。</p> <p>→病院の様式又は大学の様式（ポータル、ホームページからダウンロード可能です。） ※病院の様式の場合、必ず「<u>出席停止期間</u>」の記載が必要です。</p>
公欠が認められる期間	<p>①②の場合</p> <p>【インフルエンザ】 発症した（<u>病院の診断日</u>）後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</p> <p>【新型コロナウイルス】 発症した（<u>病院の診断日</u>）後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。</p> <p>③の場合 診断書に記載されている「出席停止期間」</p>	<p>●診断書に記載されている「出席停止期間」</p>

出席停止証明書は、くすのきポータル情報掲示板及び活水女子大学ホームページからダウンロードできます。